

会議の要旨（議事録）

会議の名称	令和6年度第2回鳥栖市国民健康保険事業の運営に関する協議会		
開催日時	令和7年1月23日(木) 午後1時30分～	開催場所	鳥栖市役所 3階大会議室1
出席者数	委員 12人(欠席4人) 事務局 3人	傍聴人数	0人
議題	(1) 令和7年度鳥栖市国民健康保険標準保険税率の改定について（諮問） (2) 令和7年度鳥栖市国民健康保険特別会計当初予算（案）について (3) その他		
配布資料	令和6年度 第2回鳥栖市国民健康保険事業の運営に関する協議会		
所管課	（課名）保険年金課 （電話番号）85-3582		

令和6年度 第2回 鳥栖市国民健康保険事業の運営に関する協議会 議事録

事務局	ただいまより、令和6年度第2回鳥栖市国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。 それでは会議次第によりまして、協議を進めさせていただきます。 初めに会長のご挨拶をお願いしたいと思います。 よろしく願いいたします。
会長	挨拶
事務局	会長ありがとうございました。 続きまして副市長がご挨拶を申し上げます。
副市長	挨拶
事務局	ここで令和7年度の鳥栖市国民健康保険税率の改定について副市長から、本協議会会長に諮問させていただきたいと思えます。 (副市長から会長へ諮問書を手渡し、その後 副市長退席) (委員総数16名中12名の出席により会議成立、以降の進行は会長に交代)
会長	それでは、議題「(1) 令和7年度鳥栖市国民健康保険税率の改定」について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議題「(1) 令和7年度鳥栖市国民健康保険税率の改定」について説明
会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様方から何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。 簡単な質問でも結構ですので、どなたかございませんでしょうか。
委員	令和9年度に税率が一本化された場合、市町の税率は一本化された税率となるのでしょうか。令和12年度の税率完全一本化とありますが、そのあたりを御説明いただけないでしょうか。

事務局	<p>令和9年度の税率一本化により、県内市町に示される標準保険税率は全て同じ税率となります。</p> <p>令和9年度の税率一本化と12年度の完全一本化の違いについてですが、令和9年度から11年度までは、各市町が保有する基金を活用して各市町で税率を調整できる猶予期間になっております。令和12年度は税率の完全一本化でありますので基金等による税率の抑制はできないこととなります。</p>
委員	<p>一本化した場合に医療保険者の鳥栖市にメリットやデメリットはあるのですか。</p>
事務局	<p>鳥栖市といたしましては、県から示される納付金を納めることは従来と変わりませんので、メリットもデメリットもないものと考えております。</p>
会長	<p>他に何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。ご質問等無いようでしたら、諮問されたとおりの税率の改定案で、承認し、答申するというところでよろしいでしょうか。</p>
	<p>— 委員から異議なし —</p>
会長	<p>それでは、答申につきましては、諮問どおりの内容で、本協議会からの答申とさせていただきます。後日、私と副会長にて、市長に答申書を渡すということによろしいでしょうか。ありがとうございました。事務局と日程調整いたしまして、副会長と私で答申書を市長へ手渡ししたいと思います。</p> <p>続きまして議題2「令和7年度鳥栖市国民健康保険特別会計当初予算(案)」について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「議題2 令和7年度鳥栖市国民健康保険特別会計当初予算(案)」について説明</p>
会長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様方、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。</p>
	<p>— 質問なし —</p>
会長	<p>無いようでしたら、続いて、議題3「その他」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「議題3 その他」について説明</p>
会長	<p>事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等、また全体を通して、何かご質問等ございましたらお願いいたします。</p>

委員	<p>転居や転入等で住民票を移した方が国民健康保険の申請をされた場合、マイナンバーカードにはどのくらいの期間で反映されますか。マイナンバーカードを持ってる方からすると、早急な対応ができれば良いのではないかと思います。</p>
事務局	<p>健康保険の切替につきましては、オンライン上の反映に数日程度の時間が必要となります。私どもも毎日情報の連携を実施しておりますが、受付した翌日に情報の連携を行いますのでタイムラグが発生します。資格情報のお知らせを交付しておりますので、オンライン上に反映されるまでは資格情報のお知らせをご利用頂くことを案内しております。</p>
委員	<p>救急搬送時の患者本人が説明できない状況でも、マイナンバーカードを読み取ることで受診歴・診療情報・薬剤情報等を把握できるなど、マイナンバーカードには様々なメリットがあります。解除申請は出来るが、解除申請に来られる方に対して、マイナ保険証のメリットについて周知をお願いします。</p> <p>次に、医療費については、生活保護、自立支援、乳幼児の医療、難病等の様々な部門に分かれていて、書類等の提出先も変わってきますので、オンラインでの連携が進むとありがたいと感じております。</p>
事務局	<p>委員がおっしゃるように、現在、マイナ保険証のメリットの周知に努めているところでございます。</p> <p>子供の医療につきましては都道府県の1自治体以上でモデル事業実証実験が行われていますので、徐々に広がっていくものと考えております。</p>
委員	<p>高齢の方で、寝たきり等の理由でマイナンバーカードの更新に行けない場合は、資格確認書に変更するということになるのでしょうか。</p> <p>また、施設等に入っている方には健康保険証を施設に預けている方もいます。健康保険証が使用できなくなった後に施設がマイナンバーカードを預かれない場合は資格確認書を交付してもらうことになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>委員がおっしゃるような場合や、ご自身でマイナ保険証を利用することが難しい方には、申請によって資格確認書を交付することが可能となっております。</p>
会長	<p>他に何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>無いようですので、これで議事を終了したいと思います。</p> <p>ご審議いただき、また、ご協力いただきましてありがとうございました。</p>